



清掃業務委託契約書

1 委託名	令和8年度 香美市立小中学校エアコン洗浄委託業務
2 委託場所	香美市立舟入小学校(香美市土佐山田町山田 1218)外9校
3 契約期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
4 委託金額	円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
5 契約保証金	免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住 所 高知県香美市土佐山田町宝町一丁目2番1号

代表者 香 美 市 長 依 光 晃 一 郎 印

受注者 住 所

氏 名

印

(信義・誠実の義務)

第1条 発注者及び受注者両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(総則)

第2条 発注者は、次の物件の清掃業務を別添の清掃業務仕様書により受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

施設等の名称	香美市立小中学校 10校
所在地	香美市立舟入小学校(香美市土佐山田町山田 1218)外9校

(検査)

第3条 受注者は、仕様書等に定める業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、10日以内に仕様書等に定める内容に基づき委託業務の完了を確認し、検査を行わなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第4条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に対し委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を支払わなければならない。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、香美市契約規則（平成18年香美市規則第53号）第38条の規定により免除する。

(業務計画書の作成)

第6条 受注者は、業務計画書を作成し、速やかに発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(従業員の管理)

第7条 受注者は従業員の身元、衛生、及び作業規律の維持に努め、発注者が適当でないと認

めた従業員があるときは、発注者は理由を明示して受注者にその交代を求めることができるものとする。

- 2 受注者の従業員は、制服・名札を着用して作業にあたり、受注者の従業員であることを明瞭にする。
- 3 受注者の従業員は、発注者の施設内で遺失物を発見した場合には、直ちに発注者に届けなければならない。
- 4 受注者の従業員は、業務上知り得た発注者の情報等を第三者に漏らしてはならない。
- 5 前項の業務は、本契約が終了した後もなお効力を有するものとする。

(用具等の準備)

第8条 清掃作業に使用する機械器具及び資材等は、特に定めのない限り受注者が準備する。
また、準備に要したすべての費用は、受注者が負担するものとする。

(用水、電力等の貸与)

第9条 委託業務を実施するために使用する電気、水道等の費用は、発注者の負担とする。

(調査等)

第10条 発注者は、受注者の委託業務の処理状況について、調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができるものとする。

(賠償責任)

- 第11条 受注者は、受注者の従業員が作業中に故意又は過失により器物の滅失若しくは破損、あるいは契約の各条項に反するなどして、発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者に対し損害賠償及びその他一切の責任を負うものとする。
- 2 受注者は、受注者の従業員に対して、安全を最優先とし、労働基準法、労働者災害補償保険法、その他法令に定められた事業主及び使用者として一切の責任を負うものとする。

(契約外の特別費用)

第12条 発注者の依頼により受注者が契約外の作業を行ったときは、発注者受注者双方が協議のうえ、業務委託料を変更するものとする。

(第三者への遵守義務)

第13条 本件業務の遂行に当たり、受注者が本件業務の全般あるいは一部を、第三者に委託又は第三者の協力を必要とする場合は、業務計画書で発注者に事前同意を得ることとし、当該第三者についても受注者が責任をもって、本契約に定める各条項を遵守させるものとする。

(契約の解除)

第 14 条 契約期間中に発注者受注者いずれかの都合により、この契約を解除しようとするときは、1 か月前に文書をもって相手側に通告するものとし、発注者受注者双方が協議のうえ、良識をもって処理するものとする。ただし、発注者受注者いずれかにおいて本契約に違反する行為があった場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

2 発注者が前項に基づき契約を解除した場合においても、第 11 条に定める損害賠償を受注者に対して請求することを妨げない。

3 発注者は、受注者が香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 25 年香美市規則第 5 号。以下「暴力団排除規則」という。）第 4 条各号のいずれかに該当すると認められるとき又は次条の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。

4 発注者は、受注者がその責に帰すべき事由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、催告を行うことなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(暴力団員等からの不当介入に係る報告等の義務)

第 15 条 受注者は、この契約の履行に際し、暴力団排除規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約に定めない事項)

第 16 条 この契約に定めない事項及びこの契約の解釈に疑義を生じたときは、その都度発注者受注者誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとする。